

佐賀県工鉦業試験手数料及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月29日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第18号

佐賀県工鉦業試験手数料及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県工鉦業試験手数料及び使用料条例施行規則（平成12年佐賀県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
（手数料及び使用料の額）				（手数料及び使用料の額）			
第2条 条例第2条の別に知事が定める額は、次の表の各号の第1欄に掲げる区分について、当該各号の第2欄に掲げる項目に従い、当該各号の第3欄に掲げる単位ごとに、それぞれ当該各号の第4欄に掲げる額とする。				第2条 条例第2条の別に知事が定める額は、次の表の各号の第1欄に掲げる区分について、当該各号の第2欄に掲げる項目に従い、当該各号の第3欄に掲げる単位ごとに、それぞれ当該各号の第4欄に掲げる額とする。			
手数料				手数料			
区分	項目	単位	金額	区分	項目	単位	金額
1 理 化学 試験	(1) 定性分析 (工業関係) ア・イ 略	略	略	1 理 化学 試験	(1) 定性分析 (工業関係) ア・イ 略	略	略
					ウ <u>顕微レーザーラマン分光 分析</u>	〃	<u>4,500円</u>
					エ <u>顕微レーザーラマン分光 分析(面分析)</u>	〃	<u>6,500円</u>
				オ <u>粉末X線回折分析</u>	<u>1時間</u>	<u>4,700円</u>	
	(窯業関係) ア エックス線回析 イ～オ 略	〃 略	3,360円 略		(窯業関係) ア エックス線回析 イ～オ 略	<u>1件</u> 略	3,360円 略
	(2) 略	略	略		(2) 略	略	略

改正前				改正後			
	(3) 物理試験 (工業関係) ア~カ 略 キ <u>二次イオン質量分析装置</u> 試験 ク・ケ 略 コ <u>グロー放電発光分光分析</u> 装置試験 サ~ソ 略	略 " 略 "	略 16,750円 略 8,310円 略		(3) 物理試験 (工業関係) ア~カ 略  キ・ク 略  ケ~ス 略	略  略 略	略  略 略
2 材 料試 験	(1) 金属材料及び製品 (工業関係) ア~ウ 略  (2) 食品原材料及び製品 (工業関係) ア 略 イ 特殊成分分析(ビタミン、 <u>アミノ酸、レブリン酸、脂</u> <u>肪酸、不けん化物、よう素</u>	略  略 "	略  略 4,740円	2 材 料試 験	(1) 金属材料及び製品 (工業関係) ア~ウ 略 <u>エ マイクロビッカース硬さ</u> 試験  (2) 食品原材料及び製品 (工業関係) ア 略 イ 特殊成分分析(ビタミン、 レブリン酸、脂肪酸、不けん 化物、よう素価等)	略 " 略 "	略 3,200円(測 定点10点を 超える部分 については、10点ま でごとに 1,000円を 加算する。)

改正前				改正後			
	価等) ウ～カ 略 (3) 窯業原料及び製品 (窯業関係) ア～ス 略 セ 熱伝導率(卓上型)測定  ソ・タ 略 チ 細孔分布測定(水銀圧入 法) ツ～ト 略	略	略		ウ アミノ酸成分分析 エ～キ 略 (3) 窯業原料及び製品 (窯業関係) ア～ス 略 セ 熱伝導率測定(熱線法) ソ 熱伝導率測定(レーザー フラッシュ法:常温) タ・チ 略 ツ 細孔分布測定(水銀圧入 法) テ～ト 略	略	9,700円 略 略 620円 6,600円 略 3,400円 略
3 品 質及 び規 格の 試験	(1) 品質及び規格の試験 (工業関係) ア～カ 略 キ 三次元デジダイジングシ ステムによる測定 ク～シ 略	略	略	3 品 質及 び規 格の 試験	(1) 品質及び規格の試験 (工業関係) ア～カ 略  キ～サ 略 シ 非接触三次元デジタイジ ングシステムによる測定	略	略 略 略 6,000円
4・5	略			4・5	略		
6 試 薬の 調整	(1) 試薬の調整並びに原材料 の調整及び試作加工 (工業関係)			6 試 薬の 調整	(1) 試薬の調整並びに原材料 の調整及び試作加工 (工業関係)		

改正前				改正後			
並びに原材料の調整及び試作加工	ア・イ 略	略	略	並びに原材料の調整及び試作加工	ア・イ 略	略	略
	ウ 酵母、菌類等の培養等	1件	5,950円		ウ 酵母、菌類等の培養等	1件	5,950円(1件は10リットルまでとし、10リットルを超えるごとに5,950円を加算する。)
	エ~カ 略	略	略		エ~カ 略	略	略
	(2) 略	略	略		(2) 略	略	略
7 略				7 略			
使用料				使用料			
区分	項目	単位	金額	区分	項目	単位	金額
設備機械等の使用	1 試験用の設備機械器具 (工業関係)			設備機械等の使用	1 試験用の設備機械器具 (工業関係)		
	(1)~(16) 略	略	略		(1)~(16) 略	略	略
	(17) 酸素分析装置	〃	4,200円		(17) 略	略	略
	(18) 略	略	略		(18)・(19) 略	略	略
	(19) 自動微小硬さ試験システム	〃	1,460円		(20) 略	略	略
	(20)・(21) 略	略	略				
	(22) グロー放電発光分光分析装置	〃	3,760円				
(23) 略	略	略					

改正前				改正後			
	(24) 糖度計 ( デジタル屈折計 )	"	830円		(21) 糖度計 ( デジタル屈折計 )	"	740円
	(25) 熱変形温度試験機	"	990円				
	(26) メルトインデクサー	"	930円				
	(27) ~ (39) 略	略	略		(22) ~ (34) 略	略	略
	(40) 三次元デジタルジグシステム	"	1,230円				
	(41) ~ (56) 略	略	略		(35) ~ (50) 略	略	略
	(57) 透過型電子顕微鏡				(51) 透過型電子顕微鏡付属 F I B加工装置	"	6,100円
	ア 本体使用	"	9,900円				
	イ 付属 F I B加工装置	"	6,100円				
	(58) 二次イオン質量分析装置	"	13,800円				
	(59) ~ (72) 略	略	略		(52) ~ (65) 略	略	略
					(66) アミノ酸分析システム	"	1,800円
					(67) 非接触三次元デジタルジグシステム	"	4,000円
					(68) 粉末 X線回折装置	"	2,600円
					(69) マイクロビッカース硬さ試験機	"	1,100円
					(70) 顕微レーザーラマン分光装置	"	2,400円
	(73) 略 ( 窯業関係 )	略	略		(71) 略 ( 窯業関係 )	略	略

改正前				改正後			
	(1) ~ (11) 略	略	略		(1) ~ (11) 略	略	略
	(12) <u>卓上型熱伝導率測定装置</u>	"	370円		(12) <u>熱伝導率測定装置(熱線法)</u>	"	370円
	(13)・(14) 略	略	略		(13) <u>熱伝導率測定装置(レーザーフラッシュ法:常温)</u>	"	<u>2,200円</u>
	(15) <u>レーザー回折式粒度分析装置</u>	"	<u>1,470円</u>		(14) <u>熱伝導率測定装置(レーザーフラッシュ法:高温)</u>	"	<u>2,300円</u>
	(16) ~ (23) 略	略	略		(15)・(16) 略	略	略
2	工作加工用の設備機械器具 (窯業関係)			2	工作加工用の設備機械器具 (窯業関係)		
	(3) 窯業研削機 ア~工 略	略	略		(17) <u>レーザー回折式粒度分析装置</u>	"	<u>1,400円</u>
	オ 鏡面研磨機	"	<u>830円</u>		(18) ~ (25) 略	略	略
	カ~セ 略	略	略		(3) 窯業研削機 ア~工 略	略	略
					オ 鏡面研磨機	"	<u>780円</u>
					カ~セ 略	略	略
					ソ 試料切断加工機	1時間	<u>770円</u>

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。